

マージン率等に係る情報提供

株式会社 シー・アール・シー

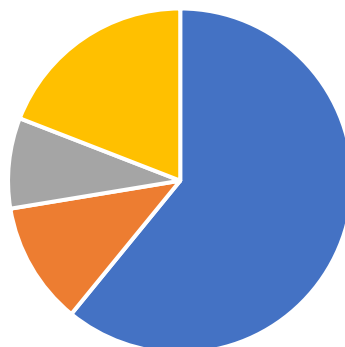
労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。

(対象：令和6年8月31日時点)

記

- 令和6年8月31日付け派遣労働者数 **88人**
- 令和6年8月度 派遣先事業所数 (実数) **28件**
- 令和6年8月度 労働者派遣に関する料金の平均額 **25,642円**
(1日当たりの料金額 (8時間労働として計算))
- 令和6年8月度 派遣労働者の賃金の額の平均額 **15,607円**
(1日当たりの賃金額 (8時間労働として計算))
- 労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合 **39.1%**
- 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項
新入社員研修、ビジネススキル研修、システム技能研修
- 法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別
労使協定を締結している (有効期間：2024年4月1日 ~ 2025年3月31日)
労使協定対象派遣労働者の範囲：全ての派遣労働者
- その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項
弊社マージン部分については、下記のとおり法定福利費、教育訓練等弊社の運営経費等を含んだものです。

マージン率：39.1%



■ 賃金 ■ 法定福利費 (労働、社会保険等) ■ 教育訓練費 ■ 運営費等